

随意契約の結果

【令和2年4月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
長岡事務所借上宿舍賃貸借契約の 更新（リバティプラザ柏町603 号室）	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 平澤 博之 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年4月15日	（株）和同 新潟県長岡市西津町380 6-1	5110001024593	1,200,000円	1,200,000円	100.0%	当契約は、遠隔地である長岡都市再生事務所に勤務する職員の借上宿舍の賃貸借契約である。 長岡都市再生事務所から通勤が可能で、かつ、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				
長岡事務所借上宿舍賃貸借契約の 更新（ノーベルウジタ406号 室）	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 平澤 博之 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年4月15日	（株）氏田組 新潟県燕市分水あけぼの1 -1-72	3110001016295	1,680,000円	1,680,000円	100.0%	当契約は、遠隔地である長岡都市再生事務所に勤務する職員の借上宿舍の賃貸借契約である。 長岡都市再生事務所から通勤が可能で、かつ、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				
東立石四丁目地区まちづくり事務 所に係る賃貸借料	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 平澤 博之 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年4月1日	（株）サクラプランニング 東京都葛飾区東立石3-21- 3	9011801014781	3,168,000円	3,168,000円	100.0%	当該契約は、葛飾区内の業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を現地事務所とすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
日本橋横山町・馬喰町間屋街地区 における土地の暫定活用に係る整 備業務	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 平澤 博之 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年4月6日	（合）パッチワークス 東京都調布市深大寺元町1 -11-1-2F	9012403002373	6,991,000円	6,960,300円	99.6%	本業務は、日本橋横山町・馬喰町間屋街地区の活性化に資する土地活用を実現させるための空間整備を目的とする業務である。 本業務を履行するには専門的な知識を必要とすることから、業務受託者の選定は企画提案方式によることとした。 当該法人からの企画提案書を総合的に判断した結果、最適であると特定されたため、会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
東京都区内における法律事務委任	契約担当役 東日本都市再生本部長 田中 伸和 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年4月1日	（非公表）	0000000000000	14,611,300円	14,611,300円	100.0%	当該法律事務所は、機構の土地有効利用事業業務に関する高い専門性と豊富な経験を要するものである。 当該弁護士は、機構の顧問弁護士であり、当該法律事務を処理するために必要な機構の土地有効利用事業業務に関する高い専門性及び経験を有するため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
青山通り現地事務所賃貸借契約	契約担当役契約担当役 東日本都市再生本部長 田中 伸和 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年4月10日	第一青山ビル（株） 東京都港区北青山3-3- 7-101	3010401065381	20,306,934円	20,306,934円	100.0%	当該契約は青山通り周辺の都市再生業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を現地事務所とすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
・予定価格が250万円を超える工事又は製作
・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
・予定価格が100万円を超える役務
ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。